

船舶事故調査報告書

平成28年9月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年3月15日 09時00分ごろ
発生場所	佐賀県佐賀市戸ヶ里漁港戸ヶ里地区（早津江川） 早津江川口西灯台から真方位359° 3,650m付近 （概位 北緯33° 10.6′ 東経130° 19.5′）
事故の概要	漁船宝征丸は、西南西進中、また、漁船正寿丸は、停留中、両船が衝突した。 正寿丸は、船長が重傷を負い、船外機の破損等を生じ、また、宝征丸は、右舷船底外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年3月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 宝征丸、4.6トン SA3-17013（漁船登録番号）、個人所有 12.40m (Lr) × 2.58m × 0.93m、FRP ディーゼル機関、253.75kW、平成11年7月30日 第290-53702号（船舶検査済票の番号） B 漁船 正寿丸、0.98トン SA3-31739（漁船登録番号）、個人所有 6.30m (Lr) × 1.48m × 0.48m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和56年 9月11日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年8月2日 免許証交付日 平成24年6月5日 （平成29年7月23日まで有効） B 船長B 男性 78歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年10月1日 免許証交付日 平成23年6月3日 （平成28年9月11日まで有効）

死傷者等	A なし B 重傷 1人(船長B)
損傷	A 右舷船底外板に擦過傷 B 船外機及び船尾部木製やり出しに破損、左舷船首部外板及び左舷船尾部外板に亀裂、左舷船尾部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約5～6m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか甲板員1人(以下「甲板員A」という。)が乗り組み、早津江川の戸ヶ里漁港^{おおたぐま}大詫間地区の係留場所を発し、0.5海里レンジとしたGPSプロッターを作動させ、船長Aが操舵室右舷側にある椅子に腰を掛け、約5ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で早津江川河口付近ののり養殖漁場に向けて同川を手動操舵で南西進した。</p> <p>船長Aは、戸ヶ里漁港大詫間地区の下流付近に差し掛かった頃、同漁港戸ヶ里地区の船だまりを船首目標とする針路に定めて船首方を見たところ、航行の支障となる船舶を見掛けなかったため、前路に他船はいないものと思い、約9knに増速して同漁港戸ヶ里地区を西南西進中、平成28年3月15日09時00分ごろ強い衝撃を受けた。</p> <p>船長Aは、A船の機関を中立にし、船尾方にB船を認めて反転してB船に近づいたところ、A船の船首部がB船の船尾部に衝突して乗り切ったことが分かったので、B船に接舷して甲板員Aを移乗させ、B船を近くの物揚げ場までえい航すると同時に119番通報した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、しじみ漁の目的で戸ヶ里漁港戸ヶ里地区の係留場所を発して同地区船だまりの北東方沖約400mの漁場に到着し、船首を西南西方に向け、機関をかけた状態で停留を始めた。</p> <p>船長Bは、周囲を確認したところ接近する他船を見掛けなかったため、しじみ漁に先立ち、B船の右舷中央部に立ってバケツで川の水を汲み、甲板上を濡らす作業を終えた頃、突然身体に激痛を感じた。</p> <p>船長Bは、B船の船上にいたところをA船に救助されて救急車で病院に搬送され、外傷性くも膜下出血、右頭頂部挫創等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>A船は、約8～11knの速力で航行すると、船首が浮上し、正船首から右に約5°、左に約12°の範囲に死角が生じていた。</p> <p>船長Aは、ふだん、立ったり、身体を左右に動かしたりして船首方に生じた死角を補う見張りを行っていたが、前方にしじみ漁船を見掛けなかったため、前路に他船はいないものと思い、腰を掛けた状態で見張りを行っていた。</p> <p>A船は、本事故当日がのり網の片付けの最終日だったので、ゆっくり出掛けることとし、ふだんより1時間ほど遅く係留場所を発した。</p>

	<p>甲板員Aは、操縦席の後方で船尾方を向いており、B船の存在に気付いていなかった。</p> <p>本事故発生場所付近では、ふだん4～5隻のしじみ漁船が操業しているが、本事故当時、B船の他にしじみ漁船はいなかった。</p> <p>船長Bは、ふだん、のり養殖漁船の迷惑にならないように、同漁船がのり養殖漁場で作業をしている時間帯を見計らってしじみ漁を行うようにしていたので、本事故当時、のり養殖漁場に向かう船はいないものと思っていた。</p> <p>船長Bは、腰ベルト式の救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、戸ヶ里漁港戸ヶ里地区を西南西進中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、B船に気付かず航行し、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、戸ヶ里漁港大詫間地区の下流付近に差し掛かった頃、前方を見たところ、しじみ漁船を見掛けなかったことから、前路に他船はいないものと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、戸ヶ里漁港戸ヶ里地区で停留中、船長Bが、のり養殖漁場に向かう船はいないものと思い、しじみ漁に先立ち、甲板上を濡らす作業をしていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船の接近に気付かず、A船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、ふだん、のり養殖漁船が漁場で作業をしている時間帯を見計らってしじみ漁を行っていたこと、及び停留中に周囲を確認したところ接近する他船を見掛けなかったことから、のり養殖漁場に向かう船はいないものと思っていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、戸ヶ里漁港戸ヶ里地区において、A船が西南西進中、B船が停留中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを行わず、また、船長Bが、のり養殖漁場に向かう船はいないものと思い、しじみ漁に先立ち、甲板上を濡らす作業をしていて見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

